

華誠の法務ニュースレター

2022年04月 第26号

法律の動向

最高法院が不正競争防止法の司法解釈を公布

最高法院がインターネット消費紛争事件の司法解釈を公布

知的財産権

国家知識産権局、悪意ある商標の登録行為を引き続き厳しく取締り

両部門が意匠特許年金、個別指定料基準を明確化

ネットワークセキュリティとデータ保護

国家インターネット情報弁公室が「未成年者インターネット保護条例」について再び意見募集

工業・情報化部弁公庁がテレマティクス・ネットワークセキュリティとデータセキュリティ標準体系構築指南を制定・発行

銀行と金融

中国証券監督管理委員会が「株式初回公開発行及び上場管理弁法」を改正

華誠の紹介

1995年の創立以来、「誠実と信用、深慮、勤勉、進取」の企業文化の下、華誠は400名以上のエキスパートを有し、全面的なサービスを行う法律サービス集団として発展してまいりました。華誠が常に堅持してきたハイクオリティのサービス理念と広範囲にわたるサービスの提供により、世界的にも知名度のある多くの企業が各種法律意見を求める際、及び知的財産権に関するサービスを求める際には、先ず華誠をお選び頂いております。これは華誠が専門チームを構築し、クライアント様へのハイクオリティで多様なサービスの提供を続けてきたことによるものであり、全国で最も優秀な法律事務所の1つとしても選ばれ、中国トップクラスの知的財産権サービスチームの栄誉を獲得しました。

華誠法律事務所の紹介

華誠法律事務所は1995年に設立され、中国において最も早くから涉外法律サービスを提供してきた法律事務所の一つです。上海に本部を置き、北京、香港、ハルビン、蘭州、煙台、広州、シカゴ、東京などの地域にて支所又は分室を設立しております。

20年にわたり、華誠は商事戦略配置、企業運営と管理、権利商業化及び伝統的な権利行使等の業務分野での抜きん出た業績で各業界の顧客から好評を博し、認められています。華誠は顧客の商業利益を重視し、文化娯楽産業、贅沢品業、ハイテク業、軽工業、重工業及び金融先物業の何れにおいても豊富な経験を持ちます。最も早くISO9001国際品質体系標準認証を受けた法律サービス機構として、華誠はサービスプロセスと品質管理を始終厳しく徹底し、一流の涉外事務所の風格と水準を守っています。

華誠はChambers and Partners、The Legal 500等多数の国際的に認められた法律評価機構から「トップクラスの知的財産法律事務所」の称号を受けています。それに、華誠は「全国優秀法律事務所」、「中国において最も信頼できる知的財産事務所」、「上海市涉外コンサル機構Aクラス資質」、「上海市契約信用A+ランク企業」、「上海裁判所初の一級破産管理人」等の資質と称号を獲得しました。

華誠知識産権代理有限公司の紹介

華誠の本部は上海に置かれ、北京及び蘭州に支社が設立されております。華誠の特許代理業務は化学、生物、医薬、機械、電子、通信、光学、物理、意匠、検索、特許有効性分析、権利侵害分析、無効宣告請求、訴訟、特許コンサルティング等を含み、クライアント様にサービスを提供する特許代理部を設立いたしました。各特許代理部の代理人は豊富な代理経験を持ち、複数の言語で直接案件を処理することができます。

また、華誠は独自に開発した業務管理システムを有し、通常のファイル管理、時限モニター機能のほか、拒絶理由通知と回答を分析し、統計する独特の機能を持っており、同統計データは代理人の業務レベルの評価と仕事改善に利用でき、かつ依頼人に特許の分析・評価用として提供することができます。

連絡先

上海事務所:

上海市徐匯区長楽路 989 号世紀商貿広場 26 階
郵便番号: 200031
電話: (86-21) 5292-1111; (86-21) 6350-0777
ファックス: (86-21) 5292-1001; (86-21) 6272-6366
E-mail: mail@watsonband.com;
mailip@watsonband.com
Web サイト: www.watsonband.com

北京事務所:

北京市東城区朝陽門北大街 8 号富華ビル D ブロック 5C
郵便番号: 100027
電話: (86-10) 66256025
ファックス: (86-10) 6445-2797
E-mail: beijing@watsonband.com
mailip@watsonband.com

ハルビン事務所:

ハルビン市道里区西八道街 37 号馬迪尔ビル 18 階 A2 室
郵便番号: 150010
電話: (86-451) 8457-3032
ファックス: (86-451) 8457-3032

甘肅事務所:

甘肅省蘭州市雁南路 279 号 208 室
郵便番号: 730000
E-mail: gansu@watsonband.com

煙台事務所:

山東省煙台市芝罘区通世南路東和科技園 B3-703 室 丁:
264000
電話: 0535-2118687
E-mail: yantai@watsonband.com

広州事務所:

広州市天河区華夏路 30 号富力盈通ビル 3708 室
電話: 020-85647039
E-mail: xuefeng.xie@watson-band.com.cn

鄭州事務所:

鄭州市鄭東新区金水東路楷林 IFC、A 座 12B 階
電話: 0371-86569881

蘇州事務所:

蘇州ハイテク産業開發区科学技術パーク学森路 9 号 5 棟 507 室
電話: 0512-68431110

成都事務所:

成都市高新区天府大道北段 1199 号成都銀泰中心 3 号館 22 階 2203、2204
電話: +86-13398190635



今期の内容

法律の動向

- 最高人民法院が「虚偽陳述による権利侵害民事賠償事件の審理に関する若干の規定」を公布 ……4
- 最高人民法院がインターネット消費紛争事件の司法解釈を公布 ……4
- 両部門が「市場参入ネガティブリスト（2022年版）」を制定・発行 ……4

知的財産権

- 国家知識産権局、悪意ある商標の登録行為を引き続き厳しく取締り ……5
- 両部門が意匠特許年金、個別指定料基準を明確化 ……5
- 市場監督管理総局が全国商業秘密保護イノベーションの試行作業をスタート ……6

ネットワークセキュリティとデータ保護

- 国家インターネット情報弁公室が「未成年者インターネット保護条例」について再び意見募集 ……7
- 工業・情報化部弁公庁がテレマティクス・ネットワークセキュリティとデータセキュリティ標準体系構築指南を制定・発行 ……7
- 国家インターネット情報弁公室が「インターネットポップアップ情報プッシュ通知サービス管理規定」について意見募集 ……8

銀行と金融

- 中国証券監督管理委員会が「株式初回公開発行及び上場管理弁法」を改正 ……9

法律声明

- ◆ 当刊行物は一般的な情況の紹介であり、特定の案件についての正式な法的意見ではないことをご了承ください。
- ◆ 当刊行物は国家知的産権局、商標局、著作権局及びその他の公的機構が公布する公告、新聞及びその他の公開文書を抜粋し、纏めたものです。
- ◆ 当刊行物は前記公的公告、新聞及びその他の公開文書の出所を明記しています。

最高人民法院が不正競争防止法の司法解釈を公布

最近、最高人民法院は「『中華人民共和国不正競争防止法』の適用についての若干の問題に関する解釈」（以下、「解釈」という）を公布し、3月20日から施行した。

「解釈」は合計29条であり、改正版不正競争防止法によると、不正競争防止法第2条、模倣混同、虚偽宣伝、インターネットにおける不正競争行為などの問題を中心に、細分化して規定している。このうち、模倣混同の問題について、「解釈」では11の条文を通じて、不正競争防止法第6条の「模倣混同」の規定を以下の3つの面から細分化した。1、「解釈」第4条にて「一定の影響を及ぼす」標識の意味と認定の考慮要素を明確にしている。2、「解釈」第7条にて商標法の使用・登録禁止の範囲に属する標識も不正競争防止法の保護を受けられないことを明確にしている。3、「市場主体登録管理条例」第2条の規定を参照し、名称が保護される市場主体の範囲を細分化している。

最高人民法院 より

最高人民法院がインターネット消費紛争事件の司法解釈を公布

最近、最高人民法院は「インターネット消費紛争事件の審理における法律適用の若干の問題に関する規定（一）」（以下、「規定」という）を公布し、3月15日から施行した。

「規定」は合計20条であり、主にインターネット消費契約の権利義務、責任主体の認定、生配信営業の民事責任、飲食デリバリーの民事責任などの面について規定している。このうち、「規定」では生配信営業プラットフォームの責任を明確にしており、これには生配信営業プラットフォームの自営責任、生配信運営者の真実の情報を提供できない場合の優先責任、食品経営資質審査義務を果たしていない連帯責任、及び不法行為を知っているか、知るべき状況における連帯責任が含まれている。「規定」ではまた、ネット飲食サービスプラットフォームの経営者が法に基づいてネット飲食サービス提供者に対する実名登録、許可証の審査を行わず、または報告、ネット取引プラットフォームのサービス提供の停止などの義務を履行せず、消費者の合法的權益が損害を受けた場合、消費者はネット飲食サービスプラットフォームの経営者とネット飲食サービス提供者が連帯責任を負うと主張する権利を有することに言及している。

最高人民法院 より

両部門が「市場参入ネガティブリスト（2022年版）」を制定・発行

3月25日、国家発展改革委員会、商務部は共同で「市場参入ネガティブリスト（2022年版）」（以下、「リスト」という）を発行するとともに通知を出し、関連業務を手配した。「リスト」は公布日から施行された。

「リスト」には、参入禁止事項が6項目、参入許可事項が111項目、合計117項目が記載されており、2020年版より6項目減少している。市場参入ネガティブリストは禁止と許可の2種類の事項に分かれており、そのうち、参入禁止事項については、市場主体は参入してはならず、行政機関は審査許可・認可をせず、関連手続きをしてはならない。市場参入ネガティブリスト以外の業界、分野、業務などについては、各種の市場主体はいずれも法に基づいて平等に参入することができる。通知では、「全国一枚のリスト」の管理要求を厳格に実行し、政府の監督管理責任を確実に履行し、市場参入ネガティブリストに違反した事例の集約と通報制度を確立するなどの5つの面から、関連業務に対して要求を出している。

国家発展改革委員会 より

国家知識産権局、悪意ある商標の登録行為を引き続き厳しく取締り

4月13日、国家知識産権局は「悪意ある商標の登録行為を引き続き厳しく取り締まることについての通知」（以下、「通知」という）を出した。

「通知」では、「整理の重点を強化し、典型的な行為を取り締まる」、「モニタリング注意喚起を強化し、精確な識別を実現する」、「システムガバナンスを強化し、法に基づいて厳しく処罰する」などの8つの面から要求を出している。「通知」では、人民大衆の関心と社会世論の関心にさらに焦点を当て、「商標審査審理指南」に規定された使用を目的としない悪意ある商標の登録出願のいくつかの状況に基づき、「商標のストック」「ブランドの不正利用」「フリーライド」「ホットスポットへの便乗」を際立たせた表現とする商標の悪意あるストック行為及び商標の悪意ある抜け駆け登録行為の整理を強化している。「重大な公共衛生事件などの重大で敏感な事件、突発事件特有の語彙を悪意をもって抜け駆け登録する行為」など、信義誠実の原則に違反し、公序良俗に違反し、不正な利益を得て、商標登録の秩序を攪乱する10種類の典型的な違法行為を重点的に取り締まるとしている。

国家知識産権局 より

両部門が意匠特許年金、個別指定料基準を明確化

最近、国家発展改革委員会、財政部が連合で「意匠特許年金、個別指定料基準に係る問題に関する通知」（以下「通知」という）を出し、2022年5月5日から施行される。

「通知」では次のように規定している。1、意匠特許の第11～15年目の年金基準を年間3,000元とする。2、個別指定料基準は、第1期（1～5年）を4,100元、第2期（6～10年）を7,600元、第3期（11～15年）を15,000元とする。3、料金徴収機関は上記の規定を厳格に実行することとし、無断で料金項目を増やし、徴収範囲を拡大し、料金徴収基準を変更してはならない。4、価格、財政、市場監督管理部門は、当該通知の遂行状況に対する監督検査を強化し、規定に従わずに料金徴収基準を執行した場合は、法律により処罰する。

国家発展改革委員会 より

華誠は、知的財産権の業務分野において業界での先進的な地位に立ち、豊かな経験を有しています。最も早く涉外特許の代理資格を獲得した知的財産権サービス機関の一つとして、華誠の知的財産権業務は、商標、特許、著作権、及び各種の新しいタイプの知的財産権の代理とコンサルティング業務、権利行使・訴訟業務、及び商事知的財産権法律業務などをカバーしています。

華誠がご提供しているサービスには、主に次のことが含まれています。

- 知的財産権代理及びコンサルティング業務
- 知的財産権の権利行使及び訴訟業務
- 商事知的財産権法律業務

市場監督管理総局が全国商業秘密保護イノベーションの試行作業をスタート

最近、国家市場監督管理総局は「全国商業秘密保護イノベーションの試行作業方案」（以下、「方案」という）を出した。

「方案」によると、商業秘密保護イノベーションの試験を行う地域を選定することで、3年間にわたってガバナンスのレベルと保護の効率を向上させ、商業秘密保護作業を新たなステップに進める。そのために、「方案」では商業秘密保護制度のイノベーションの強化、商業秘密保護事業体制の健全化、商業秘密保護の監督管理に係る法執行の強化など6つの任務を設定している。そのうち、「方案」では、健全な制度・規則を作ることを指摘している。試験



地域はそれぞれの経済発展の傾向と特徴を踏まえて、発展のニーズに合った保護制度・規則の策定を検討する。重点産業、特色産業、特に新経済新産業新業態新モデルの保護を強化する。知識集約型企業、技術集約型企業、革新型企業、老舗企業に対する保護を強化する。各地での実践に基づいて、統一規範となる全国商業秘密保護ガイドラインを形成する。

国家市場監督管理総局 より

ネットワークセキュリティ とデータ保護

国家インターネット情報弁公室が「未成年者インターネット保護条例」について再び意見募集

最近、国家インターネット情報弁公室は「未成年者インターネット保護条例（意見募集稿）」（以下、「意見募集稿」という）を出し、再び意見を求めた。意見のフィードバックは既に締切りとなっている。

「意見募集稿」は7章67条であり、主な内容は、1、未成年者のネットリテラシー育成の強化に関する。2、ネットワーク情報コンテンツに対する規則の強化に関する。3、未成年者の個人情報保護の強化に関する。4、未成年者のネットワーク中毒の予防と管理の強化に関する。このうち、「意見募集稿」では、インターネットゲーム、インターネット生中継、インターネット音声映像、ソーシャルネットワーキングなどのインターネットサービスの提供者が対策を講じ、未成年者のインターネット製品およびサービスの利用における1回の消費額と1日の累計消費額を合理的に制限すべきであり、未成年者の民事行為能力にそぐわない有料サービスを提供してはならないと要求している。このほか、「意見募集稿」では違法行為に対する相応の法的責任についても規定している。

国家インターネット情報弁公室 より



工業・情報化部弁公庁がテレマティクス・ネットワークセキュリティとデータセキュリティ標準体系構築指南を制定・発行

最近、工業・情報化部弁公庁は「テレマティクス・ネットワークセキュリティとデータセキュリティ標準体系構築指南」（以下、「指南」という）を公布した。

「指南」では、2025年までにより完全なテレマティクス・ネットワークセキュリティとデータセキュリティの標準体系を形成するとしている。100項以上の標準の研究開発を完成させ、細分化した分野に対する標準のカバレッジを高め、標準のサービス能力を強化し、標準の応用レベルを高め、テレマティクス産業の安全で健全な発展を支える。「指南」には、構築内容に標準体系の枠組み図、重点分野および方向性が含まれており、全体と基礎的の共通性、端末と設備のネットワークセキュリティ、ネットワーク通信のセキュリティ、データセキュリティ、アプリケーションサービスのセキュリティ、セキュリティの保障とサポートなどの6つの部分があることが明記されている。このうち、データセキュリティの標準は、主にスマートコネクテッドカー、テレマティクスプラットフォーム、車載アプリケーションサービスなどのデータセキュリティと個人情報保護の要件を規範化しており、通用要件、分類レベル、データの国外移転のセキュリティ、個人情報保護、アプリケーションデータセキュリティ等の5つの基準が含まれている。

工業・情報化部 より

ネットワークセキュリティ とデータ保護

国家インターネット情報弁公室が「インターネットポップアップ情報プッシュ通知サービス管理規定」について意見募集

最近、国家インターネット情報弁公室は「インターネットポップアップ情報プッシュ通知サービス管理規定（意見募集稿）」（以下、「意見募集稿」という）を起草し、社会に向けて公開で意見を求めた。

「意見募集稿」によると、インターネットのポップアップ情報プッシュ通知サービスは、ユーザーの中毒化や過剰消費などを誘発する法律・規定や倫理・道徳に反するアルゴリズムモデルを設けてはならない。パーソナライズされたポップアップサービスを濫用してはならず、アルゴリズムを利用して情報をブロックし、過度な推奨等をしてはならない。アルゴリズムを濫用して未成年のユーザーにペルソナを設定し、心身の健康に影響を与える可能性のある情報を未成年のユーザーにプッシュ通知してはならない。また、「意見募集原稿」では、ポップアップで広告情報をプッシュ通知するためには、内容についてコンプライアンス審査を行わなければならないこと、国の法律・規定に違反してはならないこと、識別可能性を有し、顕著に「広告」と表示し、ユーザーに明示しなければならないこと、ポップアップ広告がワンクリックで閉じるよう保証することを強調している。また、ポップアップによる情報のプッシュ通知方式で第三者のリンクやQRコードなどに悪意的にリダイレクト・ジャンプする情報を提示してはならず、ポップアップ情報のプッシュ通知サービスを通じてユーザーがクリックするよう誘導し、トラフィックの偽造やハイジャックを実行してはならない。

国家インターネット情報弁公室 より



中国証券監督管理委員会が「株式初回公開発行及び上場管理弁法」を改正

4月11日、中国証券監督管理委員会は「『株式初回公開発行及び上場管理弁法』の改正に関する決定」（以下、「決定」という）を公布し、公布日から施行された。

「決定」における「弁法」改正についての全体的な考え方は、上海・深センのメインボードにて実施する株式発行承認制度を変更しないことを前提に、発行者の設立満3年に関する規則をメインボード、科創ボード、創業ボードで統一して適用するために、「弁法」の第9条第1項を改正する。改正後の「弁法」の全体構成は変わらず、総則、発行条件、発行手続、情報開示、監督・管理と処罰、附則の6章に分かれており、合計59条となっている。改正された内容については、第9条第1項を「発行者は株式会社の設立後、継続経営期間が3年以上でなければならない。」に改めた。

中国証券監督管理委員会 より

